

様式第2号

学 則

1 事業者の名称及び所在地	株式会社トータルウィン 〒726-0003 広島県府中市元町 271 番地 1
2 研修課程及び形式	介護職員初任者研修 (通学 ・ 通信)
3 事業者が用いる研修の名称	介護・看護・障がい・保育 求人支援センター福岡東 介護職員初任者研修 (通信)
4 研修責任者名	千葉 大輔
5 研修の目的	人材確保が最大の課題となる介護業界において、その担い手となる介護員をさらに多く輩出するため、また現任の介護職員を対象に必要な知識・技術を醸成して良質なサービス提供を担保するための養成を行うもの。
6 受講資格及び定員	今後介護職員として従事しようとする者、または現任の介護職員 定員 12 名
7 研修参加費用 ・受講料 ・テキスト代 ・その他必要な経費	合計 39,800 円 (税込) (内訳)・受講料 : 34,860 円 (税込) ・テキスト代 : 4,940 円 (税込) ・その他 : 0 円
8 使用教材 (テキスト) ※副教材を含む。	株式会社日本医療企画 介護職員初任者研修課程テキスト (全 3 巻)
9 研修カリキュラム	※研修日程表 (様式第 3 号) ※研修区分表 (通信の方法の場合) (様式第 4 号その 1 又は様式第 4 号その 2)
10 研修会場一覧	※講義及び演習会場一覧表 (様式第 10 号)
11 科目ごとの担当講師名一覧	※担当講師一覧表 (様式第 7 号)
12 見学及び実習施設一覧 ※実習を行う場合のみ	見学・実習の実施なし
13 受講者募集手続	一般公募する。 指定申請後、福岡県より指定許可が下り次第募集を開始し、ホームページ等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。定員に達した時点で募集終了とする。 申込受付を確認したあと、受講料支払書類を郵送する。 受講料のお支払い書類を受け取った受講者は指定の期日までに受

	<p>講料を納入する。</p> <p>本人確認の方法：</p> <p>1) 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票、2) 住民基本台帳カード、2) 在留カード等4) 健康保険証、5) 運転免許証、6) パスポート、7) 年金手帳、8) 運転免許以外の国家資格を有するものについてはその免許証又は登録証</p> <p>初回開始時に1～8いずれかの書類の原本確認を行う。</p>
14 科目の一部の免除の取扱いとその手続	<p>確実に介護知識と技術を身に付けていただくことを目的として、1年以上の実務経験者、生活援助従事者研修等を修了している者であっても、科目免除は行わない。</p>
15 通信学習の実施方法 ア 学習方法 イ 添削指導及び面接指導の実施方法 ウ 評価方法 エ 通信の方法によって行う地域	<p>ア 初回オリエンテーションの際に、通信課題を配布。受講者は自宅にてテキストを参照の上、解答する。</p> <p>イ 提出締切日を5回に分けて添削指導を行う。添削指導結果は解説を添付し返却する。</p> <p>ウ 添削指導の認定基準は、理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上を基準を満たしたものと認定する。 A=90点以上 B=80点～89点 C=70点～79点 D=70点未満</p> <p>基準に満たなかった者については、同課題に再度取り組んでもらい、再評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接指導…添削指導を行った後、当該科目の通学授業の際に通信学習課題の解説や質疑応答を行う。 ・自宅学習中の質疑等はFAX、メールで受け付け、担当講師が回答する。 <p>エ 全国とする</p>
16 研修修了者の認定方法 (修了評価の実施方法等)	<p>(1) 技術演習における習得度評価</p> <p>「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストによりA～Dの4区分で評価を行い、A～Cの者を一定レベルに達している者とする。</p> <p>⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>⑨入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>⑭総合生活支援技術演習</p>

	<p>(評価区分)</p> <p>A：基本的な介護（介助）が的確にできる B：基本的な介護（介助）が概ねできる C：基本的な介護（介助）が講師の助言のもとにできる D：全くできない</p> <p>(2) 全科目の修了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施する。 次の評価基準によりC以上を評価基準を満たしたものとして認定する。 A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満</p> <p>(3) 通学のカリキュラムを全て出席し、上記（1）及び（2）において認定基準を超えている受講生に対し、修了証明書を交付する。 研修の修了年限：8ヶ月</p> <p>(修了評価試験で7割以上に達しない場合の取扱い) 担当講師の補講の上、合格するまで再試験を実施する。 補講 2,200円（税込）、再試験 無料</p>
<p>17 研修欠席者の取扱い ※遅刻者及び早退者の取扱いを含む。</p>	<p>原則として遅刻、早退、欠席は認めない。ただし、公共交通機関の遅れについては、10分以内の遅刻であれば遅延証明書がある場合に限り出席扱いとする。</p> <p>当センターは災害その他やむを得ない事由により研修の実施が困難と判断した場合、研修の中止又は時間変更等の措置をとる場合がある。</p>
<p>18 補講の取扱い （実施方法及び費用の有無等）</p>	<p>研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については当該全課程教科数の2割を上限とし、補講等の代替措置を行うことにより出席したものとみなす。補講にかかる費用は1時間につき2,200円（税込）。</p> <p>個別の補講を行わず、次コース以降のコースに振替えて受講する場合には、補講費用は発生せず無料で受講することができる。</p> <p>全課程修了までの期間は原則として8ヶ月以内とする。</p>
<p>19 受講の取消し</p>	<p>・受講の取り消し及び除籍について</p> <p>次に該当する者は受講の取り消しもしくは除籍とすることができる。受講料の返金は原則行わない。</p> <p>1) 学習意欲が著しく欠け修了の見込みがないと判断出来る者。</p>

	<p>2) 研修の秩序を乱しその他受講者としての本分に反した者。</p> <p>3) 受講者自ら受講継続の意思のないことを申し出た者。</p> <p>4) 福岡県介護職員初任者研修事業指定基準に規定する履修期間8か月以内(ただし病気等やむを得ない理由による場合は1年6カ月)を過ぎた者。</p> <p>5) 受講申し込み後支払期日までに受講料の納入がなく、その後も支払意思または支払能力がないと判断される者。</p>
20 修了証明書の交付	<p>修了証明書は、受講者が全科目を履修し、修了評価による研修修了者の認定を受けた場合に交付するものとし、研修の修了式において交付する。</p>
21 研修修了者の名簿の管理	<p>修了者名簿は介護保険法施行第3条第2項第2号イの規定により県に提出するとともに、当センターが責任をもって管理する。</p> <p>修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により初任者研修修了証明書及び携帯型修了書をそれぞれ1通につき、2,200円(税込)にて再交付する。</p>
22 受講者の個人情報の取扱い	<p>個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>事業実施により知り得た受講者の個人情報は受講にかかる諸業務や、介護・看護求人支援センターが取り扱う求人情報の希望者への送付、及び統計調査にのみ使用し、みだりに他人に知らせたり不当な目的に使用しない。</p>
23 研修の実施担当部署	<p>介護・看護・障がい・保育 求人支援センター福岡東 〒812-0055 福岡市東区東浜1丁目1-1 ゆめタウン博多1階 TEL 092-409-1991 FAX 092-409-1995</p>
24 その他研修実施に係る留意事項	<p>受講者からのキャンセル： 開講日の7日前までは、全額返金。 6日前～前日 テキスト代4,940円(税込)を除く受講料の返金。 当日以降のキャンセルは返金なしとする。 当センターからのキャンセル 応募者が5名に満たなかった場合、次回以降開催の研修日程に振替を案内する場合がある。</p>